

（２）総務省による行政評価局調査「医療安全対策（病院感染対策含む）に関する行政評価・監視」について

▷ 総務省の行政評価局は「行政評価等プログラム」に基づき、〈行政評価局調査〉を実施しています。現在、平成24年8月～25年7月（予定）を調査期間として「医療安全対策に関する行政評価・監視」が実施されています。

▷ この行政評価局調査は、総務省行政評価局が行っている評価活動のひとつで、行政の運営全般を対象とし、主として合規性・適正性・能率性・有効性・効率性などの観点から評価を行い、行政運営の改善を推進しようというものです。

▷ 厚生労働省に係るものとしては、平成18年7月に「感染症対策に関する行政評価・監視」に基づく勧告が行われています。この勧告は、平成16年12月～平成17年3月の第1次調査、平成18年1月～2月の第2次調査という2回の実地調査結果に基づいて行われたものです。平成18年7月に調査結果報告書（A4判／90頁）と勧告（A4判／38頁）がまとめられ公表されました。現在、この報告書と勧告の全文を総務省のホームページで見えることはできませんが、以下のサイトでその概略（A4判／6頁）は見るができます。

http://www.soumu.go.jp/kanku/okinawa/pdf/060905_02.pdf

▷ 現在行われている「医療安全対策に関する行政評価・監視」は、平成19年4月に施行された改正医療法により、すべての医療機関に法的遵守事項とされた①医療に係る安全管理、②院内感染対策、③医薬品に係る安全管理、④医療機器に係る安全管理、の4項目について、医療機関における安全対策の実施状況が実地調査（郵送等によるアンケート調査ではありません）の形で行われるものです。

▷ 詳細な調査内容は公表されていませんが、調査項目として、国等による医療機関に対する指導監督の実施状況、医療事故情報収集・分析・提供事業、院内感染対策サーベイランス事業等の実施状況も設定されています。改正医療法施行後における総務省という第3者の視点で行われる、医療安全対策全般に関する初めての調査といえるもので、平成25年度内には公表されることになると思われるその結果と勧告内容は大変注目されることになります。

▷ また、調査対象機関としては、①独立行政法人、②国立大学法人、③都道府県、④市・特別区、⑤保健所、⑥関係団体等とされています。総務省によるこの行政評価局調査が行われていることは、まだあまり知られていない情報だと思われますが、幅広い領域からの調査が行われることから今後の動向等を考えた時、医療関係者だけでなく、厚生労働省にとっても極めて重要なものになると思われます。結果が待たれるところです。

◎出典

総務省行政評価局「医療安全対策に関する行政評価・監視」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000170025.pdf